

令和元年5月 会社は誰のものが会社は全社員のものです  
(長時自労働から長期自労働へ)

私は経営計画書に「会社は誰のものが会社は全社員のものです。一所懸命頑張  
てくれている社員のものです。株主のものではありません。」と書きました。税理士法人は  
私が代表ですが、社員税理士が5人なので私の議決権は20%です。3年以内に社員税理  
士を7人にします。7人になると私の議決権は15%以下になり、少数株主に残り、相続税の  
評価は私の出資額の300万円になります。純資産がいくつあっても、全社員の会社に  
なります。4月に(株)古田土経営の株式を役員、幹部に額面で売却しました。私の持株  
は7.2%に、議決権は14.4%になりました。以前に50%は無議決権にして社員に売却  
(額面)してありましたので持株比率と議決権比率は違います。役員、幹部の株式の  
購入代金は、(株)古田土経営が全額負担をして、一切社員には経済的負担をかけ  
ないようにしました。その分、配当はしないことにしました。私は去年の4月に(株)古田土経営  
の代表とグループ全体の代表を飯島社長に託しました。社長になってもらったのに、株式を全部  
又は過半数古田土家で所有していたのでは、社長、役員はオーナーや相続人の独断で役員  
を首に右たり、会社を売却されるかわかりません。私は社員に安心と将来への安定のため  
に株を売却しました。会社を全社員のものにしました。会社を子供や親族が引き継ぐ場合  
は同族で株式を所有するのは当然ですが、社員が社長が弱はれる場合は、中小企業では  
所有と経営が分離しているないので私はこのように存続にしました。私の経験でも社内から  
後継者を出してオーナーやオーナー一族の意向で社長が会社を去るわけは存じなく  
なつた事例をいくつか見えています。オーナー社長が不祥事を起こし、マスコミにも報道され、社長を  
辞任し、株も売却されるわけは大手取引先に取引を停止すると言われ、社長を辞任し、高額  
な退職金ももらえないわけは、株式は手放さず、新社長の経営に口をはさみ、それを注意すると  
株主総会を閉じて、社長を退任させ、私共との顧問契約はなくなったことがありました。  
会社が全社員のものなると、社員が安心して働けるように、社員の定年を伸ばしました。  
現在は65歳なのですが、70歳としました。そして65歳でも70歳でも選抜できる  
ようにし、もし70歳になっても子供が学生なら、今迄と同じ条件で給料賞与が  
もらえる会社になりました。経営理念に「一生あなたと家族を守る」とあります。  
結婚が遅い人がいます。40代で結婚すると子供が50代で生まれることもあります。「社員が株  
が安心して働ける会社にする」と言っているのと同じことと、やることを一致させました。人によっては  
65歳でリタイアしたい人もいるので、また働き方を変えたいと思っている人もいるので65歳定年を  
あつめました。また人によっては、むしろ働きたいと思っている人もいます。私のように仕事を  
なくしたと何をしてよいかわかんない人もいます。仕事の定義が「レジャー(奴隷)」  
とか苦痛ではなく、働くことが働き楽にすること、働くことが世のため、人のためになり、社会に  
貢献することなので、働くことが楽しくなり、人が必要とされること、生きていく価値となり、  
幸せな人生を送ることができると信じている人もいます。また、これから50代で中途入社  
してくる人も受け入れるつもりです。定年が70歳なら20年近く働けます。  
社員を大切にする経営ができるようにするのは、急成長ではなく安定成長(10%以上成長な  
い)を目指し実現し、自己資本を充実させた(自己資本比率90%超、無借金)からです。資金、  
自己資本、売上高(粗利益)のトリプル20億は、売上以外は実現し、売上も来期には  
確実に実現します。会社は社員と家族を守り、将来に安心と安定を希望を持って  
もらうために利益を出し、内部蓄積(左ければ存じない)と存じています。

古田土 満